

<性能検査料金及び性能確認検査料金表>

■クレーン関係

公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会

【検査基本料金】

- (1) ジブクレーン(壁クレーンを除く)・橋形クレーン・ケーブルクレーン・アンローダー・浮きクレーン

(1基につき)

つり上げ荷重(トン)		検査基本料金	消費税	合計
	5未満	29,200円	2,920円	32,120円
5以上	10未満	38,500円	3,850円	42,350円
10以上	20未満	48,300円	4,830円	53,130円
20以上	50未満	60,600円	6,060円	66,660円
50以上	100未満	80,200円	8,020円	88,220円
100以上	200未満	94,900円	9,490円	104,390円
200以上	500未満	114,600円	11,460円	126,060円
500以上	1000未満	134,200円	13,420円	147,620円
1000以上		153,700円	15,370円	169,070円

注：ジブクレーンには、タワークレーン、つち型クレーン、高脚ジブクレーン、片脚ジブクレーン、引込クレーン、ポスト型ジブクレーン、低床ジブクレーン、クライミングクレーンを含む。

- (2) 天井クレーン

(1基につき)

つり上げ荷重(トン)		検査基本料金	消費税	合計
	5未満	16,500円	1,650円	18,150円
5以上	10未満	22,300円	2,230円	24,530円
10以上	20未満	30,200円	3,020円	33,220円
20以上	50未満	40,900円	4,090円	44,990円
50以上	100未満	55,700円	5,570円	61,270円
100以上	200未満	72,400円	7,240円	79,640円
200以上	500未満	94,900円	9,490円	104,390円
500以上		126,300円	12,630円	138,930円

注：天井クレーン型スタッカー式クレーン、天井クレーン型スタッカークレーンを含む。

- (3) 移動式クレーン(浮きクレーンを除く)

(1基につき)

つり上げ荷重(トン)		検査基本料金	消費税	合計
	5未満	15,400円	1,540円	16,940円
5以上	10未満	21,300円	2,130円	23,430円
10以上	20未満	29,200円	2,920円	32,120円
20以上	50未満	39,200円	3,920円	43,120円
50以上	100未満	55,700円	5,570円	61,270円
100以上	200未満	72,600円	7,260円	79,860円
200以上		94,900円	9,490円	104,390円

(4) (1)(2)以外のクレーン

(1基につき)

つり上げ荷重(トン)	検査基本料金	消費税	合計
5未満	13,500円	1,350円	14,850円
5以上 10未満	19,400円	1,940円	21,340円
10以上 20未満	23,800円	2,380円	26,180円
20以上 50未満	32,600円	3,260円	35,860円
50以上 100未満	45,900円	4,590円	50,490円
100以上 200未満	55,700円	5,570円	61,270円
200以上	76,700円	7,670円	84,370円

注：床上スタッカー式クレーン、懸垂型スタッカークレーンを含む。

(5) エレベーター

(1基につき)

積 載 荷 重	検査基本料金	消費税	合計
2トン未満のもの	18,000円	1,800円	19,800円
2トン以上のもの	25,500円	2,550円	28,050円

【検査技術料金】

(1基につき)

	検査技術料金	消費税	合計
是正確認	10,000円	1,000円	11,000円
一部未了(注1)	10,000円	1,000円	11,000円
荷重試験(注2)	23,000円	2,300円	25,300円
部分確認(注3)	10,000円	1,000円	11,000円

注1：一部未了とは、有資格者が不在のため運転試験ができない場合、荷重の準備がなく荷重試験ができない場合等で検査日以外に実地再検査・確認を実施するものをいいます。

注2：発電所等で後日に、再度条件解除の荷重試験を実施するものをいいます。

注3：移動式クレーンの機材の一部(継ぎジブ、つり具等)が取り揃えられていないため、性能検査時に確認できない場合、別途機材の一部を確認するものをいいます。

【備考】

- 1 検査の料金は、消費税額を除き検査基本料金、検査技術料金に次項に定める所定時間外(年末年始の12月29日から翌年1月3日に行う検査を除く。)の割増し料金及び検査地への出張料金を加えた合計とします。
- 2 所定時間外の検査の料金は、前項の検査基本料金、検査技術料金に1.3(午後10時から午前5時までの深夜時間帯にあっては2.0)を乗じて得た額から100円未満の端数を切り捨てた額とします。
- 3 検査を実施する場所が次に掲げるところのいずれかに該当するときは、検査地への出張料金として、協会が定める交通費、日当及び宿泊料を徴収します。

(1) 離島

(2) 北海道以外の都府県においては、地方事務所の所在地と異なる都府県内であり、かつ、当該事務所所在地から合理的行程50km以上の遠隔地。ただし、千葉事務所の事務所所在地は千葉駅であるとみなします。

- (3) 北海道においては、函館労働基準監督署の管轄を除き函館事務所からの合理的行程が100km 以上の遠隔地。
 - (4) 1基のみの休日検査においては、当該事務所所在地(千葉事務所は千葉駅)から合理的行程50km 以上の遠隔地。
 - (5) 北海道内で、2基以上を行う休日検査においては、函館労働基準監督署の管轄を除き函館事務所からの合理的行程が100km 以上の遠隔地。
- 4 福島第一原子力発電所の敷地内において性能検査、是正確認・一部未了・荷重試験・部分確認を実施する場合、協会が別途に定めるところにより日当を徴収します。
 - 5 検査の時間が、午後10時から午前5時までの夜間(深夜)に検査を実施する場合は、協会が別途に定めるところにより深夜日当を徴収します。
 - 6 年末年始の12月29日から翌年1月3日に行う検査の料金は、第1項の検査基本料金、検査技術料金に1.3を乗じて得た額から100円未満の端数を切り捨てた額とします。なお、所定時間外の割増料金については、備考2の定めを準用します。
 - 7 検査技術料金は、実機ごとに徴収するものとします。ただし、次に掲げる場合は除くものとします。
 - (1) 他の性能検査に合わせて是正確認または部分確認を行う場合
 - (2) 複数基同一の是正確認を要する場合で、確認内容が共通するものであり、複数基同時に確認できる場合は、1基分の料金を徴収します。
 - 8 検査に係る出張料金(交通費、日当及び宿泊料)及び深夜日当は別途定めております。
 - 9 検査技術料に係る出張料金(交通費、日当及び宿泊料)及び深夜日当は備考8に準じます。
 - 10 銀行等の振込手数料は検査申込者においてご負担願います。